

防府市愛玩のための飼養に係る鳥獣捕獲許可並びに飼養登録事務処理要領

平成12年4月1日制定

第1 趣旨

この要領は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に規定する愛玩のための飼養に係る捕獲許可並びに飼養登録その他の事務の施行について必要な事項を定めるものとする。

なお、事務の実施にあたっては、山口県が策定する鳥獣保護事業計画を指針とし、防府市内を所管する山口農林水産事務所その他の関係機関と連携を保ちながら適正な実施を図るものとする。

第2 愛玩のための飼養に係る鳥獣捕獲許可（以下「捕獲許可」という。）

原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲許可は認めないこととし、特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認められる場合に限り、許可することとする。

この場合においては、次の基準によるものとする。

なお、愛玩のための飼養を目的とする捕獲許可については、今後廃止する方向で検討することとし、申請者に対して今後の検討方向を周知すること。

(1) 対象鳥獣

メジロ

(2) 対象者

自ら飼養しようとする者又はこれらの者から依頼を受けた者（飼養しようとする者が現に捕獲許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）

(3) 数量

同一世帯につき1羽とする。

(4) 期間

1箇月以内とするが、許可に当たっては、実情を考慮し必要最小限の期間にとどめること。

なお、捕獲鳥の繁殖期は許可しないこと。（4月から6月までの3か月

間)

(5) 区域

原則として、住所地と同一市内の区域とすること。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第7条第1項第7号に規定する場所を除くこと。

また、自然公園、自然休養林、風致保安林等その区域において自然を守ることが特に要請されている場所での捕獲は許可しないこと。

(6) 捕獲の方法

原則として網（かすみ網を除く。）による。

やむを得ずその他の方法を用いる場合にあっては、法第12条第1項第3号の規定に基づき禁止されている猟法による捕獲は認めないこと。

ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められるときはこの限りではないこと。

(7) 標識の設置

猟具ごとにプラスチックもしくは金属製の標識（別記第1号様式）をつけるものとする。こと。（法第9条第12項、省令第7条第17項、第18項）

第3 飼養登録

(1) 対象鳥獣

法第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち対象狩猟鳥獣以外の鳥獣

(2) 対象者

ア 自ら飼養しようとする者（捕獲許可に基づいて飼養登録をする場合には、同一世帯内で捕獲許可に基づく飼養登録がされていない場合に限る。）

イ 自ら飼養しようとする者から依頼を受けた者

(3) 有効期間

登録の日から1年とする。（法第19条第4項）

ただし、登録の有効期間は、申請によって更新することができる。（法第19条第5項）

#### (4) その他

捕獲許可により捕獲された個体を譲受け又は引受けをした者から届け出があった場合には、譲渡の経緯等を確認することにより1人が複数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養が禁止されている（法第27条）ので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めること。

#### 第4 飼養登録票（別記第2の1号様式）

(1) 飼養登録票は、申請者が保有するもの（以下「保有登録票」という。）

と、鳥にあつては脚に、獣にあつてはその獣を収容する檻、その他の容器に装着するもの（以下「装着登録票」という。鳥に係る装着登録票は「足環」という。）の両方で構成するものとする。

(2) 鳥の種類に対応する足環の区分は原則として別表のとおりとする。ただし、個体差により鳥の脚に適合しないおそれのある場合は、異なる区分とすること。

#### 第5 足環の調達及び管理

(1) 足環は、県内を一元化した通し番号により個体識別ができるものとする必要があるので、山口農林水産事務所を通じ調達すること。

(2) 足環は、区分（A～K）別に、装着登録票管理簿（別記第2の2号様式）により管理すること。

#### 第6 捕獲許可並びに飼養登録申請の手続

(1) 愛玩のための飼養しようとする鳥獣を捕獲する場合

愛玩のための飼養しようとする鳥獣を捕獲する場合には、鳥獣捕獲等許可申請書（別記第3号様式）を市長に提出させること。（法第9条第1項、省令第7条第1項、県規則第2条）

なお、愛玩のための飼養しようとする者から依頼された者が当該申請書を提出する場合には、その旨を証する書面を併せて提出させること。

（省令第7条）

(2) 鳥獣を飼養しようとする場合

ア 新たに鳥獣を飼養しようとする場合には、飼養登録申請書（別記第4号様式）を市長に提出させること。（法第19条第1項、省令第20条）

イ 飼養の登録の有効期間を更新しようとする場合には、当該登録の有効期間満了の日前7日までに飼養登録更新申請書（別記第5号様式）に当該保有登録票を添えて、市長に提出させること。（法第19条第5項）

ウ 飼養登録を受けた鳥獣の譲受け又は引受けをした場合には、その日から起算して30日を経過する日までの間に登録鳥獣譲受・引受届（別記第6号様式）に当該保有登録票を添えて市長に提出させること。（法第20条第3項）

エ イ及びウにおける提出時においては、極力、該当個体の確認を行うよう努めるとともに、飼養者に対し確認の協力を求めること。

### (3) 共通事項

ア 捕獲許可及び飼養登録を受けた者が、その住所又は氏名（法人の場合にあつては、住所、名称又は代表者の氏名）を変更した場合には、変更の事実が発生した日から2週間以内に住所等変更届（別記第7号様式）に当該鳥獣捕獲等許可証（以下「許可証」という。）及び保有登録票を添えて、許可証にあつては交付を受けた市町長、保有登録票にあつては市長に提出させること。（省令第7条第11項、第20条第5項）

イ 捕獲許可及び飼養登録を受けた者が死亡した場合には、該当者に係る戸籍法第87条に規定する届出義務者にその事実を知った日から20日以内に交付を受けた市町長に許可証及び保有登録票を提出させること。

ウ 許可証及び飼養登録票を亡失した場合には、亡失届（別記第8号様式）を交付を受けた市町長に提出させること。

ただし、再交付の申請があつた場合にはこの限りではないこと。（省令第7条第13項、省令第20条第6項）

エ 許可証及び飼養登録票の再交付を申請する場合には、再交付申請書（別記第9号様式）を交付を受けた市町長に提出させること。（法第9条第9項、第19条第6項）

オ 許可証及び飼養登録票の再交付を受けた後において、亡失した許可証及び飼養登録票を発見し、又は回復した場合には、その日から起算して30日を経過する日までの間に再交付を受けた市町長へ旧許可証及び飼養登録票を返納させること。（法第9条第11項、法第21条第1項）

カ 許可証及び飼養登録票の効力を失った場合には、その日から30日を経過する日までの間に交付を受けた市町長に当該許可証及び飼養登録票を返納させること。（法第9条第11項、法第21条第1項、省令第7条第15項）

（ア）捕獲許可を受けた者においては、許可証の裏面に捕獲した鳥獣名を記入させること。（法第9条第13項、省令第7条第19項）

（イ）飼養登録を受けた者においては、飼養している鳥獣を放鳥獣した場合又は飼養している鳥獣が死亡した場合又は逃げた場合若しくは盗難された場合には、保有登録票空白部分にその旨を記入させ、装着登録票又は足環を添えて提出させること。

ただし、飼養鳥が逃げた場合又は盗難された場合にあっては、足環に係る亡失届を添えて提出させること。

## 第7 許可証及び飼養登録票交付手続

(1) 許可証（別記第10号様式、省令第7条第6項）

許可証の捕獲区域は明確に記載すること。

(2) 飼養登録票

ア 飼養登録票は、申請に係る鳥獣1羽又は1頭ごとに保有登録票及び装着登録票又は足環を交付すること。（省令第20条第2項）

イ 新たな飼養登録申請の場合には、飼養登録票及び飼養登録台帳（別記第11号様式）（以下「台帳」という。）を作成すること。

ウ 更新申請の場合には、申請書と添付の保有登録票との内容を照合の上、新たな保有登録票を作成し、台帳を整備すること。

なお、足環については、汚損、き損が認められない限り、従前の足環を継続して使用させること。また、更新時に他市町へ転出している者については、当該登録台帳（写）をその者の管轄市町長あてに送付すること。

エ 飼養登録票再交付申請の場合には、先に登録した事項を台帳によって確認の上、新たな保有登録票を作成し、保有登録票（足環を除く）の表に「再交付」の文字を朱記し、台帳を整備すること。

なお、足環に係る再交付申請の場合には、その事由等を調査の上、従

前の足環の断片等を必ず確認したのち、再交付すること。

オ 登録鳥獣譲受・引受届及び住所等変更届の場合には、保有登録票の裏面の該当欄に該当事項を記入し、「押印」欄に当該登録票の交付事務担当者（以下「担当者」という。）の認印を押印するとともに台帳を整備すること。

なお、鳥獣を譲り渡した者又は引き渡した者の住所地及び住所の変更に係る旧住所地が、県内の他市町の場合には当該管轄市町長に、県外の場合には当該住所地を管轄する都道府県知事に当該届出事項を通知するとともに、その者の台帳の写しの送付を受けて台帳を整備すること。

## 第8 足環の装着場所等

(1) 足環の装着場所は、原則として、足環の区分がAからFの鳥にあっては市町の申請手続の窓口とし、GからKの鳥にあっては飼養場所とすること。

(2) 足環の装着は、申請者又はその者から委任を受けた者に行わせること。

なお、装着のための器具を貸し出すこと。

(3) やむを得ず、担当者が申請者から装着の委任を受ける場合には、装着事故に関する損害賠償を請求しない旨を記載した委任状を提出させること。

## 第9 鳥に係る保有登録票の交付

鳥に係る保有登録票は、担当者により足環が適切に装着されていることを確認の上交付すること。

## 第10 飼養登録票の更新等の際の足環の取扱い

(1) 足環を装着している鳥についての飼養登録票の更新及び再交付の申請において、申請手続時に装着している足環に汚損、き損等が認められ、継続して装着させると支障が生ずるおそれがある場合には、従前の足環を取り外させ、新規の足環を交付すること。

(2) 新規の足環を交付した場合には、保有登録票の登録番号を変更するとともに、台帳及び足環管理簿を整備すること。

(3) 足環の取り外しは、申請者又はその者から委任を受けた者に行わせること。

## 第11 飼養に関する違反行為の未然防止

飼養違反行為の防止については、機会あるごとに一般住民に対して法令の趣

旨及び内容を周知させるとともに鳥獣保護の普及啓発に努めること。

#### 第12 飼養登録違反者に対する措置命令

法第19条第1項の規定に違反して登録を受けないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放すること等必要な措置を命ずることができる。（法第22条）

なお、悪質な違反者は、県職員（司法警察員）又は警察官（司法警察員）に連絡すること。

#### 第13 飼養に関する立入検査

法第75条第3項の規定により、飼養の立入検査を行う場合には、次の事項に留意し行うものとする。

- (1) 身分を示す証票（別記第12号様式）を携帯し関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- (2) 立入検査は、犯罪捜査のため認められたものでないもので、立入検査の際、関係者の正当な業務を妨害することのないよう必要最小限にとどめること。

なお、立入検査は日没後又は日出前に行うことは、特に緊急性がある場合を除き避けること。

#### 第14 飼養登録手数料

飼養登録手数料、登録の更新手数料、登録票再交付手数料等を徴収する場合には、地方自治法第228条第1項の規定に基づき、条例を定めなければならないこと。

#### 第15 登録状況の報告

市長は、鳥獣捕獲許可状況報告書（別記第13号様式）並びに飼養登録状況報告書（別記第14号様式）を6か月毎に山口農林水産事務所長に提出すること。

なお、上記状況報告書の提出期限は、4月1日から9月30日までの分を10月15日、10月1日から3月31日までの分を翌年の4月15日とすること。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成12年10月1日から施行する。
- 2 この要領の制定の際、使用中の制定前の台帳は、制定後の台帳とみなす。

(参考) 戸籍法 (昭和22年法律第224号) (抜すい) (原文縦書)

[死亡の届出人]

第87条 左の者は、その順序に従って、死亡の届出をしなければならない。

但し、順序にかかわらず届出をすることができる。

第1 同居の親族

第2 その他の同居者

第3 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

② 死亡の届出は、同居の親族以外の親族も、これを行うことができる。

附 則

この要領は、平成15年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。



別記第1号様式

許可番号			
鳥獣の種類			
氏名			
住所			
許可期間                      年    月    日～                      年    月    日			
電話番号		許可市町長	

※ 1 1文字1cm以上で記入すること。

※ 2 文字の記入等には、遠くからでもわかりやすい配色とすること。





二 哺乳類に係る登録票

1 申請者が保有するもの  
一と同じ

2 飼養するおりその他容器に着けるもの  
(表面)

年 月 日

有効 年 月 日 から  
期間 年 月 日 まで

番 号

鳥 獣 名

雄

雌

登 録 票

(飼養登録)

市 町 長

備考 登録票の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(裏面)

この登録票は、おりその他の容器に常に着けておくこと。

別表

鳥の種類に対応する足環の区分

A	エナガ キクイタダキ ミソサザイ		ヤマガラ		コサギ コミミズク ササゴイ セグロカモメ トラフズク ハヤブサ ライチョウ
		D	アカハラ イカル クロツグミ コイカル ツグミ マミチャジナイ		
B	アオジ アカヒゲ アトリ ウグイス オオルリ カシラダカ カヤクグリ カワラヒワ キビタキ コガラ コルリ サンコウチョウ シジュウカラ ジョウビタキ タヒバリ ノジコ ヒガラ ビンズイ ベニヒワ ホオジロ マヒワ ミヤマホオジロ メジロ ルリビタキ			H	アオサギ オオセグロカモメ オオタカ カツオドリ サシバ シロハヤブサ ダイサギ トビ ナベヅル ノスリ フクロウ ヘラサギ
		E	アオゲラ アカゲラ イソヒヨドリ オナガ カケス カッコウ キョウジョシギ シロハラ チゴハヤブサ ツミ (雄) トラツグミ ヒヨドリ マミジロ ムクドリ		
		F	カイツブリ カモメ コノハズク チョウゲンボウ ツミ (雌) ハイタカ ヤマセミ ユリカモメ ヨシゴイ ルリカケス		
C	イスカ ウソ カワセミ クジロ コゲラ コマドリ シメ シマアオジ ノゴマ ハクセキレイ ヒバリ ヒレンジャク			I	カリガネ カワウ クマタカ クロヅル コウノトリ サカツラガン タンチョウ ヒシクイ マナヅル
		G	アオバズク アオバト アマサギ ウミネコ オオコノハズク オシドリ		
				J	イヌワシ ウミウ オオワシ オジロワシ コハクチョウ シマフクロウ ワシミミズク オオハクチョウ
				K	クロハゲワシ

の

2 鳥に装着するもの（次表に掲げる区分のうちから市町長が指定するもの）

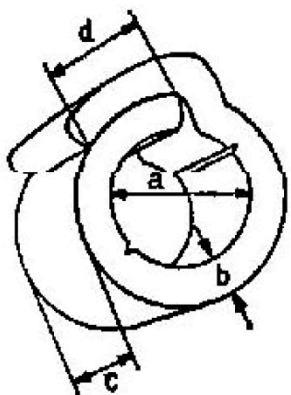
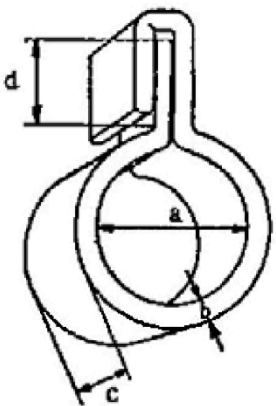
区分	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	形状	寸法（ミリメートル）
													a
													b
													c
													d
	2.1	2.3	2.8	3.3	5.0	6.5	9.5	13.5	17.5	22.0	25.5		
	0.6	0.6	0.6	0.8	0.8	0.8	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
	5.0	5.0	5.0	5.0	6.5	6.5	10.0	13.0	13.0	13.0	13.0		
	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.5	3.5	5.5	5.5	5.5	5.5		

備考

- 一 材質は、陽極酸化皮膜を施したアルミニウムとすること。
  - 二 申請者が保有する登録票の番号及び次の様式による極印を側面に打刻すること。
- 極印の様式

㊦

- 三 鳥の脚に脱落しないように装着すること。



別記第2の2号様式

装着登録票管理簿（区分 ）

装着登録票 番 号	受入年月日	使用年月日	交付の有無	鳥獣飼養登 録台帳番号	鳥の種類	装着時の申請者の氏名（名称）	返納	転出	亡失	返納・転出・ 亡失の年月日	備考
	. .	. .	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	. .	
	. .	. .	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	. .	
	. .	. .	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	. .	
	. .	. .	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	. .	
	. .	. .	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	. .	
	. .	. .	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	. .	
	. .	. .	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	. .	
	. .	. .	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	. .	
	. .	. .	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	. .	

- 注 1 装着許可証の区分ごとに別葉とすること。  
 2 該当する□に☑印を記入すること  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



別記第3号様式（表面）

鳥獣捕獲等許可申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 郵便番号

住 所

職 業

氏 名

年 月 日生

（電話 局 番）

下記のとおり鳥獣の捕獲をしたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

捕獲しようとする 鳥獣の種類及び数量	鳥 獣 の 種 類	数 量
捕 獲 の 目 的		
捕 獲 の 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで	
捕 獲 の 区 域	( )	
捕 獲 の 方 法		
捕獲をした後の処置		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第3号様式（裏面）

自らが愛玩のために飼養するために捕獲する場合

愛玩のための飼養に係る鳥獣捕獲許可に基づく鳥獣の飼養の有無	有	無
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
同一世帯における愛玩のための飼養に係る鳥獣捕獲許可に基づく鳥獣の飼養の有無	有	無
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過去5年以内に愛玩のための飼養に係る捕獲許可を受けたことの有無	有	無
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

愛玩のために飼養しようとする者から依頼されて捕獲する場合

依頼者の愛玩のための飼養に係る鳥獣捕獲許可に基づく鳥獣の飼養の有無	有	無
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
依頼者の同一世帯における愛玩のための飼養に係る鳥獣捕獲許可に基づく鳥獣の飼養の有無	有	無
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
依頼者が過去5年以内に愛玩のための飼養に係る鳥獣捕獲許可を受けたこと又は依頼をしたことの有無	有	無
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

添付書類

- 1 鳥獣を捕獲しようとする区域を明らかにした図面
- 2 飼養しようとする者から依頼されて捕獲申請する場合には、その旨を証する書面

記入上の注意

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に規定する場所及び猟区内において鳥獣を捕獲しようとする場合にあっては、「捕獲区域」欄の（ ）内に当該場所及び猟区の名称を記入すること。

別記第4号様式

## 飼養登録申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり鳥獣の飼養登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第2項の規定により申請します。

### 記

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係る許可証の番号			
飼養しようとする鳥獣の種類及び雌雄の別	鳥 獣 の 種 類	雌 雄 の 別	
		<input type="checkbox"/> 雌	<input type="checkbox"/> 雄
飼 養 の 目 的			
飼 養 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
現在飼養している鳥獣の種類、数量及び雌雄の別	鳥 獣 の 種 類	数 量 及 び 雌 雄 の 別	
		雌	雄
		雌	雄
		雌	雄

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第5号様式

## 飼養登録更新申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

(電話 局 番)

下記のとおり鳥獣の飼養登録の有効期間を更新したいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定により申請します。

### 記

更新を受けようとする飼養登録票の番号及び有効期間	番 号	号
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

鳥獣飼養許可証

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第6号様式

## 登録鳥獣譲受・引受届

年 月 日

(宛先) 防府市長

郵便番号

届出者 住 所

職 業

氏 名

生年月日 年 月 日生

(電話 局 番)

下記のとおり登録鳥獣を譲受け、又は引受けたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第20条第3項の規定により届け出ます。

### 記

登録票の番号	号	
譲受け又は引受けをした年月日	年 月 日	
届出者に譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名		
譲受け又は引受けた鳥獣の種類及び雌雄の別	鳥 獣 の 種 類	雌 雄 の 別
		<input type="checkbox"/> 雌 <input type="checkbox"/> 雄

添付書類

飼養登録票

注 1 法人にあっては、届出者の住所及び氏名は、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入し、職業及び生年月日は記入することを要しないこと。

2 「届出者に譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名」欄は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

3 には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第7号様式

## 住所等変更届

年 月 日

(宛先) 防府市長

郵便番号

届出者 住所

氏名

(電話 局 番)

住所  
下記のとおり を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する  
氏名

第7条第11項  
法律施行規則 の規定により届け出ます。  
第20条第5項

### 記

変更の内容	住所	変更前	
		変更後	
	氏名	変更前	
		変更後	
変更年月日		年 月 日	
変更の理由			
許可証等の種類		<input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 飼養登録票	

注 □には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第8号様式

# 亡失届

年 月 日

(宛先) 防府市長

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

(電話 局 番)

鳥獣捕獲等許可証  
下記のとおり 飼養登録票 を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正  
飼養登録票

第7条第13項  
化に関する法律施行規則 の規定により届け出ます。  
第20条第6項

## 記

亡失した許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 飼養登録票	
亡失した理由及び年月日	理 由	
	年月日	年 月 日

注 □には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記第9号様式

## 再交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

郵便番号

申請者 住 所

職 業

氏 名

年 月 日生

(電話 局 番)

鳥獣捕獲等許可証  
下記のとおり の再交付を受けたいので、鳥獣の保護及び狩  
飼 養 登 録 票

第9条第9項  
の適正化に関する法律 の規定により申請します。  
第19条第6項

### 記

再交付を受けようとする許可証等の種類	<input type="checkbox"/> 鳥獣捕獲等許可証 <input type="checkbox"/> 飼養登録票
交付を受けている許可証等の番号及び交付年月日	号                      年 月 日
許可証等を亡失又は滅失した事情	

### 添付書類

再交付を受けようとする理由が滅失の場合にあつては、当該滅失した鳥獣捕獲等許可証等

注 には、該当するものにレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。



	折		目		
第 年	月	号 日	有 効 期 間	年	月
			日 から	日 まで	
許可証 (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等)					
市 町 長 印					
住 所					
氏 名 (法人の名称)					
生年月日 (代表者の氏名)					
鳥獣等の種類 及び数量					
目 的					
区 域					
方 法					
捕獲等又は採取 等の後の処置					
条 件					
注 意 事 項					
<p>1 この許可証は、捕獲等に際しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。</p> <p>2 この許可証は、国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が提示を求めたときは、これを拒んではならない。</p> <p>3 この許可証は、その効力を失った日から30日以内に、市町長に返納し、かつ、捕獲等についての報告をしなければならない。</p> <p>4 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第9条第13項の報告とすることができる。</p>					
報 告 欄					
捕獲等又は採 取等した場所	鳥獣等の種類	捕獲等又は採 取等した数量	処置の概要	備 考	

- 備考 1 用紙の大きさは、やむを得ない場合を除き、25 cm×17.6 cmとし、4つ折り等により容易に携帯できるようにすること。
- 2 報告欄の処置の概要欄には、捕獲等をした鳥獣又は採取等をした鳥類の卵に行った具体的処置を記載すること。
- 3 報告欄の捕獲等又は採取等した場所欄には、鳥獣保護区等の区域を示す図面に記載されたメッシュ番号を記載すること。
- 4 報告欄の備考欄には、地域における状況を考慮して記載事項を決定し、必要に応じて（ ）書きするなどその旨を明示すること。



別記第 1 1 号様式

鳥獣飼養登録台帳

(表面)

台帳番号	号	原交付 年度			
鳥 獣 飼 養 登 録 台 帳					
鳥獣の種類		捕獲等許可年月日及び許可番号		捕獲許可を受けた者の住所及び氏名(名称)	
雄 雌		( )			
登録票番号	登録票交付者	有効期間	新規・更新・再交付の別及び申請者名	譲受等若しくは住所等変更又は返納等の年月日	譲受等又は住所等変更した者の住所及び氏名(名称)
備考					

(裏面)

登録票番号	登録票交付者	有効期間	新規・更新・再交付の別及び申請者名	譲受等若しくは住所等変更又は返納等の年月日	譲受等又は住所等変更した者の住所及び氏名(名称)

注1 返納、亡出及び滅失の場合は、その事由を( )書とする。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第12号様式

(表面)

立入検査証			
第	号	交付年月日	年 月 日
		使用期限	年 月 日
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第75条第4項の規定による証票			
職名	氏名		
	防府市長		印

(裏面)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律抜粋（立入調査）
第75条
3 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鳥獣保護区、休猟区、猟区、店舗その他の必要な場所に立ち入り、狩猟をする者その他の者の所持する鳥獣（その加工品を含む。）又は鳥獣の卵の検査をさせることができる。
4 第2項の規定による立入検査若しくは立入調査又は前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を提携し、関係者に提示しなければならない。
第86条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
10 第75条第3項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別記第13号様式

鳥獣捕獲等許可状況報告書(            年 月 日～            年 月 日)

防 府 市

鳥獣の種類	交付件数	備 考
メジロ		

別記第14号様式

飼養登録状況（            年    月    日～            年    月    日）

防 府 市

交 付 方 法 別	種 別	交付数①枚	手数料②円	①×②円
	新 規			
	更 新			
	再交付			
	計			
鳥 獣 種 類 別	鳥 獣 名	羽（頭）数	鳥 獣 名	羽（頭）数
			計	

注) 1 新規は捕獲等許可に基づいて飼養登録票の交付を受けたもの

注) 2 鳥獣種類別羽（頭）数は、飼養登録票の新規、更新の発行数と一致すること

注) 3 鳥獣名の記載順序はアイウエオ順とし、カタカナで記入すること